



Global Forex Trading 東京支店 | Division of Global Futures & Forex, Ltd.
登録番号:関東財務局長(金先) 第76号

〒103-0022 東京都中央区日本橋室町 3-3-1 E.T.S. 室町ビル 12階
電話番号 03.5205.6161(代表) Fax 番号 03.5205.6162

WWW.GFTFOREX.COM

基準通貨変更書

宛先: Global Forex Trading
Division of Global Futures & Forex, Ltd.
4760 E. Fulton Rd. Suite 201
Ada, Michigan 49301
ATTN: NEW ACCOUNTS
ファクス: 616.974.3682

GFT口座名義人名

GFT口座番

下記に署名を行うお客様(「下記署名者」)は本書において、Global Futures and Forex, Ltd.の一事業部であるGlobal Forex Trading(「GFT」)が下記署名者の取引口座にある現行の基準通貨を下記の通り変更するよう指示・承認を与えます:

AUD CAD CHF EUR GBP JPY PLN USD から

AUD CAD CHF EUR GBP JPY PLN USD

で保有される新規基準通貨口座に変更する

下記署名者は、下記署名者の現在の口座にあるすべてのポジションを決済し、新規基準通貨での口座を開設する前に下記署名者の現行口座を解約する必要があることを認め理解します。下記署名者の現行口座にあるすべてのポジションが決済された時点で、現行口座にある金額はGFTの取引デスクが提供する通貨換算率で交換されます。下記署名者であるお客様には、新規基準通貨口座用の新規口座番号、ログインネーム、パスワードと合わせて金額を確認する電子メールが送付されます。

下記署名者は、該当するすべての手数料 (http://www.gftforex.com/documents/processing_fees.pdf) および/または委託手数料は、新基準通貨で下記署名者の新規基準通貨口座に計上されることに同意する。

往復委託手数料: _____ AUD CAD CHF EUR GBP JPY PLN USD

注: 新規口座と同じ通貨である必要があります。該当する場合は紹介当事者に問い合わせ金額をお求めください。

下記署名者は、本書に記載される認可に従いGFTが行う行為または不作為により被った損失または生じた賠償責任からGFTを補償し、害が及ばないようにすることに合意します。

新規基準通貨口座へのこの変更認可書は、下記署名者がGFTに大金依頼書を提出して明示的に口座を解約しない限り、完全な効力を持ち続けるものとします。下記署名者であるお客様は、かかる依頼を上述の住所宛でGFTに郵送、電子メールまたはファクス送信するか、または電子メールアドレス(newaccounts@gftforex.com)に電子メールを介してGFTに知らせることができます。下記署名者は、GFTより下記署名者に対して後述の電子メールアドレス宛に新規基準通貨口座が設立された旨の通知が電子メール送信されない限り、新規基準通貨口座は効力を生じないことに合意し理解します。

お客様名 (楷書 英語)

お客様名 (楷書 英語)

お客様ご署名

お客様ご署名

日付

日付

お客様の電子メールアドレス

お客様の電子メールアドレス

For Office Use Only	
Amount:	
Conversion Rate:	
Value:	